



広報

てんかわ



平成25年 天川村消防団出初式



主な内容

天川村消防団出初式	2
議会だより	4・5
防災てんかわ	8
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集2月の予定表	9～10
「税についての作文」受賞者の作品掲載	11～13
保健事業のお知らせ	14～15
議会だより・お知らせ	16～17

No.432

1

平成25年天川村消防団出初式

～消防団の団結と使命を誓って～

1月8日午前10時から天川村山村開発センターにおいて平成25年天川村消防団出初式が挙行され、約100名の団員と20台の消防車両が集結し、新しい年も安全な村づくりのため消防団としての使命を果たすことを誓い合いました。式典では森本村長が「昨年は復旧復興の兆しが見えた一年でありましたが今年は地域防災の牽引役である消防団員の方々とともにその歩みをより確かなものとし発展・飛躍へ繋げるべく全力で取り組んで参ります」と申し上げ、続いて小屋団長より「生命と財産を守るという消防基本を重視し全分団一致団結して一人一人が努力することで地域住民の期待に添えるよう消防人として研鑽を積んでください」と訓示がありました。さらに、来賓の方々から祝辞や激励のお言葉をいただき、その後、優良消防団員への表彰が執り行われ、これに対し表彰受賞者を代表し第2分団牧孝志氏から謝辞をいただき、最後に団長の先導により主催者・来賓の方々全員による視閲を行い式典は終了しました。その後、役場前の薬師橋において各中隊による放水演習を実施しました。

今年の天川村消防団出初式における表彰受賞者は次のとおりです。

★中吉野警察30年勤続感謝状

本 部 副団長 前田 敏明

★中吉野警察感謝状

第2分団 班 長 水口 修
第3分団 班 長 南 享祐

★天川村長表彰

第3分団 班 長 中森 圭一

★天川村消防団長表彰

第2分団 団 員 牧 孝志
第3分団 班 長 松葉 弘美
第1分団 団 員 南 正教



村長式辞



団長訓示



受賞者謝辞



放水演習

平成25年奈良県消防協会吉野支部連合出初式

1月16日大淀町平畑運動公園において財団法人奈良県消防協会吉野支部連合出初式が挙行され、当村から小屋団長以下30名の消防団員が参加しました。

式典では、奈良県危機管理監をはじめ吉野支部長や来賓の方々から激励の言葉をいただき、吉野郡内から参加した総勢500名の団員一人一人が消防団員として一致団結し、大きな災害のない一年にすることを誓いました。

また、吉野支部連合出初式において次の方がそれぞれの表彰を受賞されました。

★奈良県知事表彰

第2分団 分団長 根来 群二

第1分団 団員 大田 和也

★奈良県消防協会長表彰

第2分団 部長 保中 康則

第1分団 団員 大西佐美雄

★奈良県消防協会吉野支部長表彰

第2分団 班長 前岡 賢治

第1分団 団員 井口 啓満

第1分団 団員 柳谷 明

第1分団 団員 小屋 孝士

第1分団 団員 奥村 正史

第2分団 団員 前田 清幸

第2分団 団員 前田 義美

第3分団 団員 堀川 秀博

(敬称略、階級順)

台風12号災害復旧対策支援 「特別利子補給金」の交付申請手続きについて

台風12号災害（紀伊半島大水害）において直接的または間接的に被害を受けた事業者のみなさんで、平成24年8月31日までに復旧・復興のために融資機関により借入された方のうち、利子補給金制度をご利用される方は、下記の「利子補給金申請書等」を役場地域政策課まで提出して下さい。

- 申請時期 平成25年3月31日まで（期限厳守）
- 申請書類
 - ・台風12号災害復旧対策支援特別利子補給金申請書
 - ・事業計画書
 - ・融資実行を証するもの
 - ・償還表

※申請がないと交付されません。

【お問合せ】 天川村商工会（☎63-0818）または役場地域政策課（☎63-0321）

議会だより

平成二十四年第四回定例会を開催しました。

平成二十四年第四回天川村議会定例会が、十二月七日に召集され開会しました。会期については十二月十三日までの七日間と定め、原案のとおり可決・承認して閉会しました。定例会の概要を報告します。

専決事項

◇平成二十四年天川村一般会計補正予算（第三号）の専決処分の承認を求めるにいて

▽四、七五〇千円を増額し、総額を二、三六〇、五二九千円とするものです。

可決事項

～条例等について～

◇水力発電施設周辺地域交付基金条例の制定について

▽水力発電施設周辺地域交付金の全部又は一部を積み立て出来るようにするものとあります。

◇天川村障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

▽障害者自立支援法の改定により所要の改定を行うものとあります。

◇天川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

▽障害者自立支援法の改定により所要の改定を行うものとあります。

◇天川村暴力団排除条例の一部を改正する条例について

▽暴力団対策法の改正に伴い、条文に所要の改正を行うものです。

◇南和協議会規約の一部を変更する規約について

▽障害者自立支援法の改定により所要の改定を行うものとあります。

～予算について～

◇平成二十四年度天川村一般会計補正予算（第四号）について

▽三二、八三六千円を増額し、総額を二、三九三、三六五千円とするものです。

◇平成二十四年度天川村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第一号）について

▽四、〇三二千円を増額し、総額を二八一、〇九三千円とするものです。

◇平成二十四年度天川村国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第一号）について

▽二二〇千円を増額し、総額を二三七、二九三千円とするものです。

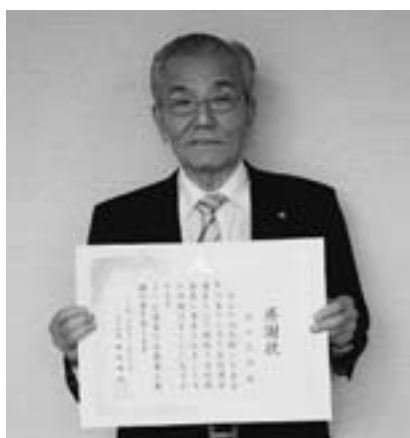
◇平成二十四年度天川村介護保険特別会計補正予算（第二号）について

▽四〇、二七〇千円を増額し、総額を三〇二、四九六千円とするものです。

◇平成二十四年度天川村一般会計補正予算（第五号）について

▽三二一、一三五千円を増額し、総額を二、七一四、五〇〇千円とするものです。

◇定例会最終日に三十四年間議員として活躍されてきました水口九郎議員に対し、村長より感謝状と記念品が贈呈されました。



◇平成二十四年十二月二日執行の村議会議員選挙において次の方々が当選されました。

(五十音順)



銭谷 欣吾 議員



柿坂 忠義 議員



今西 勉 議員



堀井 義信 議員



辻 茂 議員



玉井 賢司 議員



銭谷 春樹 議員



弓場 昭 議員

◇平成二十四年十二月十八日に第七回臨時議会が開催され、役員改選が行われ議長に弓場昭氏、副議長に玉井賢司氏が選出されました。

▽議会役員は次のとおりです。

議長 弓場 昭
副議長 玉井 賢司

常任委員会

◇総務委員会

委員長 辻 茂
副委員長 今西 勉
委員 銭谷 春樹、堀井 義信

◇経済厚生委員会

委員長 柿坂 忠義
副委員長 銭谷 欣吾
委員 弓場 昭、玉井 賢司

◇議会運営委員会

委員長 銭谷 春樹
副委員長 玉井 賢司
委員 今西 勉、柿坂 忠義

特別委員会

◇ダム対策特別委員会

委員長 銭谷 春樹
副委員長 堀井 義信
委員 全議

◇林業振興対策特別委員会

委員長 辻 茂
副委員長 今西 勉
委員 全議

◇下水道推進特別委員会

委員長 銭谷 欣吾
副委員長 玉井 賢司
委員 全議

◇台風十二号災害復旧推進特別委員会

委員長 堀井 義信
副委員長 柿坂 忠義
委員 全議

◇監査委員

銭谷 春樹

◇中吉野広域消防組合議員

堀井 義信

◇南和広域衛生組合議員

辻 茂

◇南和広域医療組合議員

銭谷 春樹

平成25年度分村県民税の申告書を送付します

(平成24年中所得)

毎年送付しております、村県民税申告書を今年も送付致します。(2月中旬発送予定)

65歳以上の年金所得者等に送付しておりました簡易申告書は、今年から廃止とし、下記のとおり**【申告をしなければならない人】**と思われる方に村県民税申告書を送付しておりますので、該当する方は3月15日までに申告を済ませて下さい。

申告をしなければならない人に該当しており、万一申告書が送付されていない場合は、必ずご連絡下さい。

【申告をしなくても良い人】

- 1 税務署に所得税の確定申告書を提出する人。
- 2 給与所得のみの人で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されており、年末調整が済んでいる人(医療費控除等がある場合は確定申告が必要です)
- 3 年齢65歳以上の人で、公的年金のみで年金収入が148万円以下の人。
年齢64歳未満の人で、公的年金のみで年金収入が98万円以下の人。
(※日本年金機構から報告があり、非課税の範囲ですので申告は不要です。)

【申告をしなければならない人】

平成25年1月1日現在で、天川村に住所がある人で、上記**【申告をしなくても良い人】**の1から3に当てはまらない人は、平成24年中の収入について申告をしなければなりません。
※無収入の方や、所得がなかった人で同一生計の人の扶養となっている人でも非課税証明書発行等のためには申告が必要です。申告書にその旨の記載をして提出して下さい。

★★年金所得者に係る確定申告不要制度創設に伴う村・県民税の申告について★★
(年金支払額が400万円以下で他の所得が20万円以下の方)

昨年からの上記確定申告不要制度により、所得税の確定申告をしなかった場合でも、次に当てはまる方は村・県民税の申告が必要ですのでご注意下さい。

1. 公的年金等に係る所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき
2. 公的年金等に係る所得以外の所得があるとき

確定申告が必要な方は下記をご利用下さい

吉野税務署からのお知らせ

～ 下記の日程で、確定申告相談会場が開催されますので、ご利用下さい ～

※確定申告にお越しの際は、前年度申告の控えを持参下さい。

1. 年金事前相談会場

開 催 日	時 間	会 場
2月4日(月)	13:00~16:00	吉野町中央公民館
2月5日(火)	10:00~16:00	
2月6日(水)		
2月7日(木)	10:00~16:00	下市町農村環境改善センター
2月8日(金)		
2月13日(水)	10:00~16:00	大淀町役場会議室
2月14日(木)		
2月15日(金)		

2. 出張相談会場

開設日	時間	会場
※2月18日(月)	13:00～16:00	天川村山村開発センター
※2月19日(火)	10:00～15:00	
2月20日(水)	13:00～16:00	十津川村役場住民ホール
2月21日(木)	9:00～16:00	
2月22日(金)	9:00～12:00	

3. 地区相談会場

開設日	時間	会場
2月27日(水)	10:00～16:00	大淀町文化会館小ホール
2月28日(木)		
3月1日(金)		

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《確定申告のお問合せ先》 吉野税務署 代表電話 ☎0746-32-3385

防災 てんかわ

第8回

◆◆ 巨大地震に備えましょう ◆◆

◆ 巨大地震に備えましょう

南海トラフ巨大地震が近い将来に起こるのではないかという想定が内閣府より公表され、地震動や津波による被害をあわせると一千万人近くの方が被災するのではないかとわれています。当村においても家屋の倒壊、土砂崩れや転石、倒木などの被害に加え、電気・水道などのライフラインの寸断による被害が想定されております。

日頃からみなさんのご家庭においても風水害だけではなく地震に対しても備えておきましょう。

◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報や武力攻撃などの事態が発生した際に、国（気象庁等）から村へ瞬時に情報が提供されるシステムです。村では、地震に関しては震度4以上の緊急地震速報が伝達された場合、防災行政無線と連動して即時に緊急放送（屋外拡声・戸別受信機）を行います。

◆ みなさんの家庭でできる備え

非常持出袋の中身を確認しておく

地震はいつ起こるかわかりません。普段の余裕のあるときに食糧や水、衣類などのご家庭での備蓄品について消費期限が過ぎていないか確認しておきましょう。

また、村でも災害時の備蓄を進めておりますが、ご家庭によって常備薬や紙おむつなど普段の生活での必需品は様々ですので、それぞれのご家庭で実際に避難することを想定し内容の更新をしていきましょう。

避難場所・避難経路の安全を確認しておく

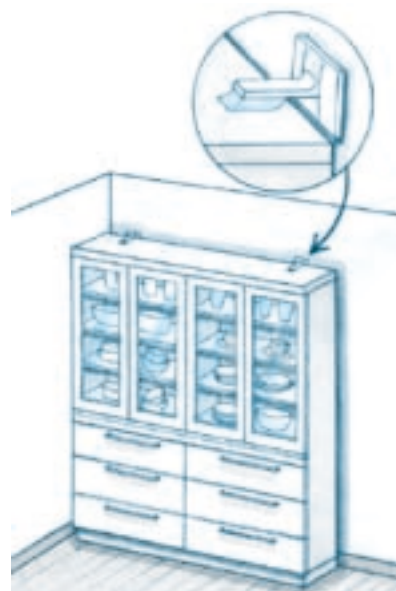
巨大地震の直後は余震が続くことが多く、どの道を通って避難所まで避難するのが重要です。台風などの風水害とはまた違った被害、例えば転石や倒木、落下物など、家の周囲や避難路にどのような危険があるのかについて普段から考えておくようにしましょう。

家族との連絡手段を決めておく

大規模な災害時には電話の回線が込み合い、かからない、あるいはかかりにくい状況となります。ご家庭で伝言板を作っておく、携帯電話会社等が提供する災害時伝言ダイヤル（伝言掲示板など）を活用するなど、あらかじめ家族との連絡手段を決めておくようにしましょう。

家電製品などは固定しておく

阪神大震災では就寝中に家具の下敷きとなりお亡くなりになられた方もおられます。ご家庭の家具や家電製品、とくに寝室やリビングなどよく過ごす場所については、固定具等で固定するようにしましょう。





国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 2月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ収集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30) (木曜日のみ午後2:00~3:30)		
1	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
2	土	閉 館 日			
3	日	閉 館 日			
4	月	診 察	診 察		燃焼
5	火	診 察	検 査 日		資源1
6	水	診 察	診 察		(予約) 粗 大
7	木	休 診	診察(西尾医師)		不燃
8	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
9	土	閉 館 日			
10	日	閉 館 日			
11	月	閉 館 日(建国記念の日)			
12	火	診 察	検 査 日		燃焼
13	水	診 察	診 察		資源1
14	木	休 診		すこやか健診 予防接種	資源2
15	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼

*医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 2月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ収集
		午 前 (受付 午前8：30 ～11：00)	午 後 (受付 午後1：30 ～3：30) (木曜日のみ午後2：00～3：30)		
16	土	閉 館 日			
17	日	閉 館 日			
18	月	診 察	診 察		燃焼
19	火	診 察	検 査 日		資源 1
20	水	診 察	診 察	リハビリ教室	(予約) 粗 大
21	木	休 診	診察（西尾医師）		不燃
22	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10：30～	燃焼
23	土	閉 館 日			
24	日	閉 館 日			
25	月	診 察	診 察		燃焼
26	火	診 察	検 査 日		資源 1
27	水	診 察	診 察		(予約) 粗 大
28	木	休 診	診察（西尾医師）	うさちゃんくらぶ10：30～	資源 2

見える所に貼り、ご活用下さい。

「税についての作文」 受賞者の作品掲載

中学生の部

《 奈良県納税貯蓄組合総連合会会長賞 》

「税は世代をつなぐ夢の架け橋」

洞川中学校 三年 更谷 ほたる

「今年も青色申告の季節がやってきた。しばらく部屋にこもってがんばらんあかんね。」毎年正月を過ぎると祖母のこの言葉をよく耳にする。

私の祖母は酒販売業を営んでいる。毎年三月に青色申告というものを税務署に送らなければいけないといっているが、それがどんなものか以前から気になっていたもので、この機会に聞いてみることにした。青色申告とは一年の売り上げの決算を税務署に報告し、所得税等を納付するものらしい。昔、その用紙が青色をしていたので、青色申告と言うそうだ。

そのことをきっかけに、税にはどのような種類があるのか、またどのようなことに役立っているのか知りたくなった。そこで私は家族に「税金連想ゲーム」を提案した。まず先行は私から「消費税」弟は「自動車税」次に母は「住民税」そして父は「森林環境税」祖母は「固定資産税」更に続き「酒税」「入湯税」「所得税」など挙げればきりが無い。次に、税の使い道についての連想ゲームをした。また先行は私から「無料教科書配布」弟は「救急車」次に母は「文化・体育などの公共施設の建設」そして父は「災害復旧」祖母は「医療費」更に続き「宇宙開発」「文化財保存」などまた挙げればきりが無い。

私は今まで税についてあまり意識していなかったが、連想ゲームをしたことにより、税は身近にあることに気づかされた。消費税について言えば、私の家の近くには駄菓子屋がある。私は弟とよくそこにお菓子を買に行くのだが、よくよく考えてみれば私も弟も納税者の一人である。また、人口の減少、高齢化、経済の低迷などのことを考えると、増税も必然的な事だと思う。しかしその使い道をよく考え、私達の幸せのためにも、私達が納める税を有効に使ってほしい。

私が住む天川村は去年の台風十二号で大きな被害を受けた。現在、天川村は復興に向け確実に前へ進んでいる。また、国、県、村が協力し、土砂災害などの復興にも力を入れ取り組んでくれているようだ。被災した天川中学校も、一日も早い復興を目指している。そのような事にも税が使われていると思うと、税や納税者への感謝の気持ちでいっぱいである。

税は私達の生活を支え、豊かなものにするための「会費」と言われている。赤ちゃんから高齢者までの暮らしを支え、次の世代へとつなげる夢の架け橋である。これからは、税というものを意識しながら、税会員としての自覚を持ち、日々の生活を送ってゆきたい。今日も店からは、祖母とお客さんの楽しそうな笑い声が聞こえる。そんな幸せな暮らしの中に、税はいつも存在している。

《吉野納税貯蓄組合連合会会長賞》

「納税の義務を果たすことで」

洞川中学校 三年 久保 美憂

私たちの世代は税のことをあまり知らない人がほとんどだと思います。私もその中の一人です。税の名前は聞いたことがあっても、何のために使われるのかなどは全く知りませんでした。しかし私たちが生きているこの日本でさまざまな問題が起きている今、将来を支えていく世代が税のことを知っておかなければ日本の未来は不安で溢れる世の中になるかもしれません。そのために私たちには税というものを知っておく必要があります。

日本には現在さまざまな税金があり、いろいろなことに使われています。私が税金について学んだ中でいちばん驚いたことは、警察や消防や病院などの公共サービス、学校や道路などの公共施設が国民の税金によってまかなわれていることです。これらの機関は、国民の生活を守るために欠かせない機関で、なくてはなりません。もし私たちが、「税金が高い。」、「お金がもったいない。」などの理由で税金を払わなくなった場合、毎日のように犯罪や火災が起こり、けが人が出たとしても治療してくれる施設はありません。知識を学ぶ学校もなくなります。人々が移動するために必ず使う道路は、でこぼこやガタガタしてとても歩けるような道ではなくなります。

このように、納税の義務を負っている私たち国民が納税を拒否すると、生活は危険で不便なものに変わります。しかも日本は今、少子高齢化という現実的な問題に直面しています。高齢者が多くなって子どもが少なくなるということは、それだけ子どもにかかる負担が大きくなります。近い将来の日本は、子どもが医療費などをたくさん背負って生きていかなければならないかもしれません。こんな日本にならないためにも、まずは一人一人が納税の義務を果たし、社会に貢献していくことが大切だと思います。

私たちが納めた税金は、震災で被災された方々や台風に遭われた方々にも役立っています。その税金が復興への道を大きく切り開いていくことを私は願っています。

税金を納めることは人々の笑顔につながります。私たちはこのことを次の世代へ伝えていき、絶やしてはならないと思います。

《天川村長賞》

「復旧作業と税金」

天川中学校 三年 天神 麻里亜

私が住む天川村は、昨年九月の台風により大きな被害を受け、その時、大きな土砂くずれが起きました。私はそれを見て、こんな大きい土砂くずれの復旧作業、できるのかなあと思いました。その時は、きっとたくさんのお金を必要とするし、何年もかかるんだろうなあと思っていました。しかし災害から一年が経つ現在、完全な状態ではありませんが、車が通れるような状態になっています。

そこで私は、ここまで元の状態に戻すためのたくさんのお金は、どこからきているんだろうと思い、調べてみました。すると、このお金は、税金ということが分かりました。さらに調べていくと、天川村だけでなく、同じように土砂くずれが起きた、川上村なども、復旧作業のために税金が使われていることが分かりました。

私はそれまで、税金がこんなところで使われているとは全く知らなかったので、知ったときはすごく驚きました。

調べるまでは、そもそもどうして税金を納めないといけないのかなあと思っていたし、納めてそのお金は何に使っているのだらうと思っていました。

でも今回、税金が自分の住んでいる村の復興につながっていることが分かって、税金を納めることには、しっかり意味があるんだなあと思いました。

これから私は、この他にも税金について学んでいけたらいいなあと思いました。



保健事業のお知らせ

運動機能向上教室・脳のトレーニング教室のご案内

つつい運動不足になりがちな寒さの厳しい2月。お正月に食べ過ぎてしまった人、寒くて体を動かす機会が少なくなっている人、外に出る機会がめっきり少なくなっていて生活リズムが乱れがちな人も多いことと思います。

ほほえみポート天川では**天川村に住民票のある65歳以上の方**を対象に以下の教室を開催しております。教室は3月まで毎週開催していますので、みなさんふるってご参加ください。教室は9月から開始しておりますが、途中参加も、お試しの参加も大歓迎いたします。寒い冬も、動いて話して笑って、楽しく過ごしましょう！皆さんのご参加、お待ちしております。

◆運動機能向上教室◆

毎週金曜日10:30~12:00に、専門指導員の先生の下、椅子に座った体操やストレッチを行います。

体調や運動能力に合わせて参加できますので、安心してご参加ください。



◆脳のトレーニング教室◆

週に1回の教室（金曜日）参加と、毎日の自宅教材を使って、「脳の若返り」を目指します。教室は、お一人約30分です。使用する教材は、簡単な計算・読み書き・数字パズルで、どなたにも気軽に取り組んで頂けます。
※毎月500円必要です。



心の健康相談のご案内

臨床心理士による心の健康相談会を開催します。一人で抱えている悩みのある方、気持ちがすっきりとせず不安のある方など、どなたにもお申込みいただけます。相談は無料で、個別相談となっておりますので、予約制です。相談を希望される方は、下記までお申込みください。相談の内容などの秘密は、固く守られます。この機会をぜひご利用ください。

開催日：2月18日（月）

会場：ほほえみポート天川

内容：個別相談（臨床心理士の先生お1人との相談となります。）

臨床心理士の石田先生から コメントをいただきました！

はじめまして、臨床心理士の石田拓也です。昨年
から月に一度ですが天川村にお邪魔しています。

皆さん臨床心理士をご存知ですか？臨床心理士はこころの問題を扱う専門家で、病院や教育機関、福祉、企業などで活動しています。こころの悩みを持った方の相談や、ご家族からの相談、何か困ったことが起こった時の環境調整などを行うことが仕事です。天川村の皆さんも何か困ったことがおありでしたら、まずは一度お越しください。

お話しいただく内容はどんな些細なことでも結構です。家族の事、自分の将来の事、気分が落ち込む、イライラしてしまうなどなど、そこに悩みや困った感じ、生き辛さがあればご相談ください。他にも、「こんな程度で病院に行くのも…」と悩んでおられることがあるときなど、医療行為はできませんが、相談の最初の一歩としてどうぞお越しください。

話をすることはそれだけでガス抜きになりますし、1人で考えている時には見えてこないようなことでも見えてくるものがあったり、問題の整理にもつながります。あるいは家族だからこそ話せないこともあるかもしれません。そういった時に皆さんのお役にたてば幸いです。



うさちゃんくらぶのお知らせ

今月のうさちゃんくらぶは、下記の内容で開催します。みなさん、ふるってご参加ください☆
お子さま同士の遊び場に、また保護者の方の交流の場に、皆さまのお越しをお待ちしております。

日 程	時 間	会 場	内 容	申込み
2月28日（木）	10：30～12：00	ほほえみポート天川	・ひな飾りを作ろう！ ・わんぱく遊び …など	不 要

- ※ 参加対象・・・生後4ヶ月～幼稚園入園前までの親子
- ※ 持 ち 物・・・タオル・お茶等
(詳しくは、後日郵送しますご案内をご確認下さい)
- ※ 送迎を希望される方は、前日までにご連絡下さい。



はたちの献血キャンペーン ～ 2月28日まで

1月1日より「はたちの献血キャンペーン」が実施されています！
毎年冬場は、風邪などの体調不良が原因で献血に協力くださる方が少なくなり、血液不足は深刻になります。命の維持に書くことのできない血液は、科学が進歩した今もなお人工的に作ることも長期保存することもできず、輸血に必要な血液の確保には、献血が必要です。

献血は、身近なボランティアです。あなたの献血で、救える命と未来があります。みなさまのご理解とご協力、よろしくお願いします。



乳がん及び子宮がん個別検診のお知らせ（最終のご案内です）

個別に医療機関に受診して頂く「個別検診」の受付終了が迫っています。今までに検診を受けたことのない方、症状があり心配のある方、特にこれまでの検診で「経過観察」や「要精密検査」などの判定を受けた方は、積極的に受診して下さい。

受診を希望される方は、専用の受診票をお渡ししますので **2月28日まで** にほほえみポート天川内健康福祉課までお申し込みください。

	乳がん検診	子宮がん検診
対象（天川村民に限る）	40歳以上の女性	20歳以上の女性
受 診 間 隔	2年に1度	毎 年
受 診 会 場	町立大淀病院	県内検診実施医療機関
自 己 負 担	1,500円	2,000円

**** 今年度の受診を希望される方は、今月が最終受付になりますのでお急ぎください ****

○下記の生年月日に当てはまる方は平成24年度の個人負担が無料となります。この機会に是非受診ください。

乳がん検診

40歳 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日
45歳 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日
50歳 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
55歳 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
60歳 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日

子宮がん検診

20歳 平成3年4月2日～平成4年4月1日
25歳 昭和61年4月2日～昭和62年4月1日
30歳 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日
35歳 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
40歳 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日

検診や教室等の内容やお申し込みの方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。

連絡先 ☎0747-63-9110

南和広域衛生組合が行う物品 購入等に係る指名競争入札参 加資格審査の申請について

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに南和広域衛生組合が発注する物品の購入又は製造の請負、その他契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格審査を行いますので審査を希望される方は、次の手続きに従い書類作成の上、期限内に提出して下さい。

○**受付期間** 平成25年2月1日から平成25年2月28日

○**受付時間** 午前9時から正午、13時から17時（時間厳守）

土日祝日は、除きます。また期間が過ぎた場合は、受付できません。

○**提出書類等** 申請用紙は、南和広域衛生組合で配布します。

（国土交通省の様式可。）（または、5町村のホームページからダウンロードし印刷することも可）

○**提出先** 〒638-0801

奈良県吉野郡大淀町芦原185番地（お問合せ先） 南和広域衛生組合 南和広域美化センター事務局

☎0747-5213253

○**申請方法** 持参または郵送（2月28日までの消印有効）で申し込み

下さい。

※南和広域衛生組合は、大淀町、高取町、下市町、黒滝村、天川村の三町二村により一般廃棄物を共同処理するために設立された一部事務組合です



在宅医療とは？

医療の第一の役割といえば、人の身体の不具合を、生物医学的な知識・知恵を使って「治しにかかる」ことですが、一方では「つらさを和らげる」ために行う様々な行為も含まれます。

医療は、病院に入院して受ける「入院医療」と、通院して受ける「外来医療」、そして、わが家で受ける「在宅医療」とに分けることができます。

「入院医療」は、重症あるいは急性期疾患を扱う「急性期病院」や、ゆっくりと療養のあり方も含めて疾患を扱う「慢性期病院」の中で行われるもので、社会復帰を目標にする入院リハビリも含まれます。

「外来医療」は、このような病院では、入院医療と密接に関連しながら外来部門が担うことになります。

一方、診療所や医院（クリニック）では、病院と連携し、あるいは、独自に外来診療が行われます。療養者

は生活の合間を縫って病院や診療所や医院に通院し、診療を受けることになります。

「在宅医療」は、医師や看護師などが療養者の自宅に「出向き」、「日常生活の中で」、療養者に医療的援助をする仕組みです。訪問歯科診療や訪問リハビリなどのほか、多くの場合、介護や福祉の制度を利用しながら行われます。自宅での一生の終わりを含めた医療でもあり、医療を施す側も受ける側も、治すことだけが医療の役目ではないことに気づくことになります。在宅療養支援を志す病院、診療所や医院、連携する訪問看護ステーションなどが担う医療の形であり、今後の進展が予想されています。

奈良県医師会

平成24年度日本産科婦人科学会公開講座『女性のための健康講座』のご案内

奈良県産婦人科医会では、産科婦人科疾患に対する知識を深めていただくため新しい知識と技術をわかりやすく講演し、県民のみなさんに疾病の発症予防と治療に役立てていただくことを目的として公開講座を開催します。

☆**日程**…3月2日（土）14時～16時

☆**場所**…奈良西部会館（学園前ホール）

奈良市学園南3-1-15

内容・講演①「卵巣の老化とアンチエイジング（生殖医療の現場）」
ASKAレディー スクリニックス

院長 中山 雅博 先生

☆**講演②**「知っておきたい女性泌尿器科のお話（頻尿や尿もれ、子宮脱）」

済生会奈良病院 産婦人科 福本 由美子 先生

参加費…無料

主催…奈良県産婦人科医会
申込み・問い合わせ…奈良県医師会館内奈良県産婦人科医会公開講座係 ☎0744-2218502

『奈良いのちの電話 第37期電話相談員養成講座』のご案内

いのちの電話は、さまざまな悩みや心の危機に直面しながら身近に相談できる人がおらず途方に暮れている人たちに、訓練を受けたボランティアが電話を通じて良き相談相手になっていくこうとする市民活動です。

奈良いのちの電話は、1979年11月に発足し、以来24時間眠らぬダイヤルとして71万人余りの方々に寄り添ってきた実績があります。この活動にご参加くださる方のご応募をお待ちしています。

○**講座期間**

☆**前期** 平成25年4月13日（土）

9月14日(土)

○後期 平成25年10月5日(土) 原則として毎週土曜日 14時～16時30分

☆開催場所・社会福祉法人 奈良いのちの電話協会

〒631-0816

奈良市西大寺本町8-27

☎0742-3510500

☆募集人員・50名

講座の詳しい案内パンフレットは、ほほえみポート天川にも数部ありますので、関心をお持ちの方はご連絡ください。

奈良県医師会の学術部会が行なう健康相談のお知らせ

お気軽にご利用下さい。なお、健康相談は無料相談のみで、診療・検査等は行なっておりませんので、あらかじめご了承ください。

○目の健康相談(眼科医会)

2月12日(火) 14時～15時

※予約不要

○整形外科に関する健康相談(整形外科部会)

2月19日(火) 午前11時～12時

※要予約

※☆受付締切・2月18日(月)

○精神科の健康相談(精神神経科部会)

2月22日(金) 15時～16時※

※予約必要

○内科疾患に関する健康相談(内科部会)

2月27日(水) 14時～15時

※予約必要

☆場所 奈良県医師会館・1階
県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩分)

連絡先・〒634-8502

橿原市内膳町5-18

奈良県医師会各主催部会

☎0744-2218502

慢性腎臓病予防講演

「あなたの腎臓、大丈夫?」

新しい国民病ともいわれるCKD(慢性腎臓病)をご存じですか? CKDは自覚症状がなく、気が付かないまま進行していく病気です。生活習慣が深く関係し、心筋梗塞や脳卒中などのリスクを高め、気づいたときには人工透析が必要になることもあります。

CKDの原因や日常生活で気をつけることなどについて、わかりやすくお話しいただきますので、お気軽にお越し下さい。

日時 平成25年2月19日(火)

場所 大淀町役場2階 201、

202会議室

講師 奈良県立医科大学

准教授 赤井 靖宏先生

あなたの味覚をチェックする『みそ汁味くらべ』を行います。

○申込み

FAX又は郵便で住所、氏名、電話番号、参加人数を記入後、左記へ申し込んで下さい。

先着 50人 定員を超えた場合通知します。

○宛先

吉野保健所

〒638-0045

下市町新住15-3

☎0747-527256

平成25年4月1日から65歳までの雇用が義務付けられます

改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、事業主の方は、①②③のいずれかの措置を講じてください。①65歳以上への定年引き上げ、②希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止。なお、従前の継続雇用制度を導入されている場合には経過措置が設けられています。

詳しくは、厚生労働省又は奈良労働局のホームページをご覧ください。か、最寄りのハローワーク又は奈良労働局職業対策課までお問い合わせ下さい。

○ハローワーク下市

☎0747-5213867

○奈良労働局職業対策課

☎0742-3210209

奈良労働局

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

「ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配の方は、お近くの年金事務所等にご相談ください。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

○受付 月～金曜日(9時～20時)

第2土曜日(9時～17時)

お問い合わせ…ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

☎0570-0581555

HPアドレス…

<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構・天川村

地域福祉ボランティア基金

金、44,322円

中谷グラウンド・ゴルフ 同好会 様

ありがとうございました

幼稚園だより

心豊かにたくましく生きる子どもたち

お正月遊び 楽しいね！

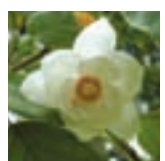
1月7日子ども達の元気な声とともに3学期がスタートしました。
 冬休みの経験を基に、幼稚園ではお正月遊びに夢中の子ども達です。
 凧揚げや羽つきでは、思いっきり身体を動かして楽しむ姿が見られます。すごろくやカルタやトランプなどでは、グループでルールを守って遊ぶ楽しさを味わったり、文字や数字に興味を持つ良い機会になっています。
 幼稚園では正月遊びを通して、伝承遊びの楽しさや色々なことに積極的に取り組もうとする態度を育てていきたいと考えています。



広報てんかわ
 平成25年1月31日発行 通巻432号

てんかわ

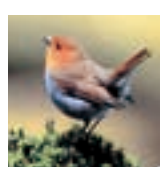
人口 1,670人 (一七)
 男 793人 (一六)
 女 877人 (一一)
 世帯数 736戸 (一三)
 2012年12月31日現在 () 内は前月との比較



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ



水の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように
 ●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 ●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



木の国

誰もが天と地の恵みで育つように
 ●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
 ●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。



空の国

誰もが満天に輝く星のように
 ●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
 ●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

